

# 休眠預金等活用法に係る預金共通規定



## 1. (休眠預金等活用法に係る最終異動日)

この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」という。)における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- (1) 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- (2) 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次条で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次条において定める日
- (3) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合又は当該通知を発送した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日又は当金庫が予め預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
- (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

## 2. (将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由)

第1条第2項において定める「将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由」とは、次に定める事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ次に定める日とします。

預金等の種類	債権の行使が期待される事由	債権の行使が期待される日 (最終異動日等となる日)
当座預金	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと	当該手続が終了した日
普通預金 (無利息型普通預金)	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと	当該手続が終了した日
	複数の預金を組み合わせた商品に係る預金において、当該預金に係る他の預金に債権の行使が期待される事由が生じたこと	他の預金に係る最終異動日等
貯蓄預金	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと	当該手続が終了した日
納税準備預金	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと	当該手続が終了した日
後見支援預金	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと	当該手続が終了した日
通知預金	預入期間、計算期間又は償還期間の定めがあること	当該期間の末日
	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと	当該手続が終了した日
期日指定定期預金	預入期間、計算期間又は償還期間の定めがあること	当該期間の末日
	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと	当該手続が終了した日
自由金利型定期預金(M型)	同上	
自由金利型定期預金(大口定期)	同上	
変動金利定期預金	同上	

預金等の種類	債権の行使が期待される事由	債権の行使が期待される日 (最終異動日等となる日)
自動継続 期日指定定期預金	預入期間、計算期間又は償還期間の定めがあること	当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
	自動継続扱いの預金について、上記の預入期間経過後に次に掲げる事由が生じたこと ・当金庫ウェブサイトに掲げる異動事由 ・当金庫が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した。ただし、当該通知が預金者に到達した場合、又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当金庫が予め預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。	当該事由が生じた期間の満期日
	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと	当該手続が終了した日
	複数の預金を組み合わせた商品に係る預金において、当該預金に係る他の預金に債権の行使が期待される事由が生じたこと	他の預金に係る最終異動日等
自動継続 自由金利型定期預金（M型）	同上	
自動継続 自由金利型定期預金（大口定期）	同上	
自動継続 変動金利定期預金	同上	
定期積金 （スーパー定期積金）	預入期間、計算期間又は償還期間の定めがあること	当該期間の末日
	法令、又は法令に基づく命令もしくは措置又は契約により、預金に係る債権の支払いが停止されたこと	当該支払の停止が解除された日
	預金が強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと	当該手続が終了した日
	複数の預金を組み合わせた商品に係る預金において、当該預金に係る他の預金に債権の行使が期待される事由が生じたこと	他の預金に係る最終異動日等

### 3.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、予め当金庫に委任します。
  - ① この預金について、手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り）。
  - ② この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
  - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の一部支払が行われたこと。
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
  - ② この預金について、第3項第1号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払の請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
  - ③ 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

（平成30年1月制定）